

令和 6 年 第 3 回

小野町農業委員会定例会

令和 6 年 7 月 2 2 日

小野町農業委員会

◎ 応召・不応召委員

応招委員 (18 名)

1 番 矢 吹 高 徳	2 番 吉 田 誠	3 番 今 泉 隆 男	4 番 横 田 清 一
5 番 國 府 田 孝	6 番 羽 生 洋 市	7 番 佐 藤 秀 洋	8 番 先 崎 善 次
9 番 宗 像 智	11 番 小 野 勲	12 番 渡 邊 靜 夫	13 番 宗 像 正
14 番 宗 像 衛	15 番 大 竹 正 元	16 番 先 崎 照 雄	17 番 佐 藤 健 蔵
18 番 郡 司 正 春	19 番 石 井 一 三		

不応招委員 (1 名)

10 番 渡 邊 佳 子

令和6年第3回小野町農業委員会定例会次第

議事日程

令和6年7月22日(月)午後2時00分

小野町役場分庁舎 講堂

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第6号 農地法第8条の規定による許可申請について

日程第3 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

出席委員(18名)

1番 矢吹 高德	2番 吉田 誠
3番 今泉 隆男	4番 横田 清一
5番 國府田 孝	6番 羽生 洋市
7番 佐藤 秀洋	8番 先崎 善次
9番 宗像 智	11番 小野 勲
12番 渡邊 静夫	13番 宗像 正
14番 宗像 衛	15番 大竹 正元
16番 先崎 照雄	17番 佐藤 健藏
18番 郡司 正春	19番 石井 一三

欠席委員(1名)

10番 渡邊 佳子

事務局職員出席者

事務局 長	鈴木 稔
事務局 次長	二瓶 淳
主 事	宗像 翼

議	長	(宗像智)
		では、ただいまから令和6年小野町農業委員会第3回定例会を開会いたします。
		開会 午後2時00分
会	長	(宗像智)
		本日は、全国的に猛暑の中、またお忙しい中、本定例会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。
		皆さんも暑い中お仕事されていると思いますが、くれぐれも健康に留意して、熱中症などにかからないように自己管理のことをお願いいたします。簡単でございますが、本日の挨拶にしたいと思います。本日は定例会、よろしくお願いします。
議	長	(宗像智)
		ただいまの出席委員は9名でございます。会議規則第11条の定足数に達しており、会議は成立いたしました。なお、10番、渡邊佳子委員が所用により欠席する旨の届出がありました。
		また、本日の本会議には、9名の農地利用最適化推進委員が出席しておりますことをご報告申し上げます。
		それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、さきに配付したとおりであります。
		なお、本日開催されました第12回役員会において協議した結果、会期は本日限りとし、採決の方法につきましては、会議規則第22条の規定により、議案第6号、議案第7号について簡易採決とすることに決定したいと思います。ご異議ございませんか。
		「異議なし」の声多数
議	長	(宗像智)
		異議なしと認めます。

		ご異議ございませんので、そのように決定いたします。
議	長	(宗像智) 続きまして、議事録署名人の指名を行います。本定例会の議事録署名人は、会議規則第25条の規定により議長において、2番、吉田誠委員及び3番、今泉隆男委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議	長	(宗像智) それでは、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読させます。事務局。
事務局次長		(二瓶淳) 議長。
議	長	二瓶事務局次長。
事務局次長		(二瓶淳) 事務局次長。それでは、議案書の1ページのほうをお開き願いたいと思います。朗読いたします。 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 受付1番、権利につきましては、所有権移転でございます。[REDACTED] [REDACTED]、現況、公簿とも地目は畑でございますが、農振につきましては区域外となっております。面積が426㎡、価格が無償となっております。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。経営面積については記載のとおりであります。 令和6年7月22日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。 以上でございます。

議	長	(宗像智)
		ありがとうございます。
		それでは、受付1番について、関係委員より説明を求めます。関係委員。
8	番	(先崎善次)
		議長、8番。
議	長	(宗像智)
		8番、先崎善次委員。
8	番	(先崎善次)
		8番。受付1番について説明をいたします。
		現地確認は7月9日9時から、立会人が譲受人、[REDACTED]、農業委員のほうから私と最適化推進委員の郡司さんと事務局、二瓶事務局次長と宗像主事で現地確認いたしました。
		申請場所は、[REDACTED]
		[REDACTED]でございます。今回の申請は、譲渡人から譲受人への農地の贈与であり、譲受人が所有者を取得し、耕作するものです。
		詳細につきましては、農地利用最適化推進委員の郡司さんから申し上げます。よろしくお願いします。
議	長	(宗像智)
		では、18番、郡司正春委員。
1	8	番 (郡司正春)
		18番。引き続き私のほうから受付1番について説明いたします。
		権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。
		農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効

率利用については、譲受人は経営農地全て耕作されております。また、トラクター、耕運機等を保有しているため、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合について及び第3号の信託については、該当ありません。

第4号の農作業常時従事については、譲受人やその世帯員は年間150日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数について従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第6号地域調和については、譲受人は当該地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生じるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議

長

(宗像智)

ありがとうございます。

ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑及び意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

「なし」の声あり

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付1番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議 長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読させます。事務局。

事務局次長

(二瓶淳)

議長。

議 長

(宗像智)

二瓶事務局次長。

事務局次長

(二瓶淳)

事務局次長。それでは、議案書の2ページのほうをお開きいただきたいと思います。朗読いたします。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

受付1番、権利については使用貸借権設定でございます。所在が、
、現況、公簿とも地目は畑でございます。面積につ
きましては532㎡でございます。設定人、
、被設定人、
、形態につきましては、転用でございま
す。用途につきましては、一般住宅敷地でございます。施設につきましては、一般住宅でございます。申請事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

令和6年7月22日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議	長	(宗像智)
		ありがとうございます。
		それでは、受付1番について関係委員の説明を求めます。
3	番	(今泉隆男)
		3番。
議	長	(宗像智)
		3番、今泉隆男委員。
3	番	(今泉隆男)
		受付1番について説明いたします。
		5条の受付1番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。申請場所、[REDACTED]、畑1、532㎡。現地確認、7月12日金曜日2時より、立会人、[REDACTED]さん、私、あと農地利用最適化推進委員、宗像正さん、事務局より二瓶事務局次長と宗像主事。申請場所なんですけれども、[REDACTED]となります。
		譲受人は[REDACTED]、今回の申請に至りました。
		詳しくは農地利用最適化推進委員、宗像正委員が説明いたします。
議	長	(宗像智)
		13番、宗像正委員。
1	3	番 (宗像正)
		13番。引き続き私のほうから受付1番について説明いたします。
		権利の種類及び権利の設定・移転の別は、使用貸借権の設定です。
		土砂の流出等の災害を防止するための措置については、雨水は自然浸透となります。北西側出入口の公道境界以外の隣地境界には生け垣を設け土砂流出を防止します。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、生活用水は井戸水を使用し、生活雑排水は合併浄化槽を経て、北西側町道坂東内・小野山神線の既設側溝に排水します。

周辺農地に関わる営農条件に支障を及ぼさないための措置については、申請地は道路に接する北西側のほうは法面になっています。また西側は宅地であり、周辺農地の営農条件に悪影響を与えたり農地の営農条件を害することはありません。

農地区分については、申請地は周辺に農地が連坦しており、農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されますが、転用が認められる例外的集落接続事業に該当するため、支障はないと考えられます。

また、本申請地は面積3,000㎡以下であり、集落接続事業に該当するため、町許可となります。

以上です。

議

長

(宗像智)

ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付1番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

議

長 (宗像智)

以上で、本定例会に附された案件は全て終了しました。

これをもって、令和6年小野町農業委員会第3回定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時15分

小野町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和6年7月22日

小野町農業委員長

署名委員 2 番

署名委員 3 番
